

監 査 委 員 公 表 第 3 号
令和 8（2026）年 2 月 26 日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 大 橋 俊 博

柏崎市監査委員 星 野 正 仁

記

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
福祉保健部 介護高齢課	ア 税外収入金の徴収事務 （ア）介護保険料 （イ）老人施設入居者負担金 （ウ）土地貸付収入 イ 報酬の支給事務 （ア）福祉有償運送運営協議会委員 （イ）介護保険運営協議会委員 （ウ）介護認定審査会委員 ウ 契約事務 業務の委託契約事務 エ 補助金等の交付事務 （ア）介護支援専門員定着支援金 （イ）介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金

福祉保健部 国保医療課 (含 診療所)	ア 国民健康保険税の賦課事務 国民健康保険税の賦課にかかる減免処理 イ 税外収入金の徴収事務 (ア) 行政財産目的外使用料 (イ) 診療所診療費収入 (ウ) 後期高齢者医療保険料 ウ 報酬の支給事務 国民健康保険運営協議会委員 エ 契約事務 業務の委託契約 オ 補助金等の交付事務 (ア) 医療施設等整備費補助金 (イ) 臨床研修医確保支援補助金 (ウ) 診療所開設支援事業補助金 (エ) 看護師養成所入学祝い金 (オ) 看護師等養成所運営費補助金 (カ) 医療機関物価高騰対策支援金 (キ) 医療機関省エネ設備導入促進支援金
--	--

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮の上、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 国民健康保険税の賦課事務	ア 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。 イ 納税義務者は的確に把握されているか。
(2) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。

(3) 報酬の支給事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(4) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(5) 補助金等の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和8（2026）年1月5日から令和8（2026）年2月10日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。